愛別町軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付に係る実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本町における軽度者に対する福祉用具貸与費の給付のうち町長の確認を必要とする給付（以下「例外給付」という。）について、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年老企第３６号）」、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１８年老計発第０３１７００１号・老振発第０３１７００１号・老老発第０３１７００１号）」の規定によるもののほか必要な事項を定めるものとする。

　（定義及び対象）

第２条　この要綱において、軽度者及び福祉用具の定義は次の各号に定めるところとし、例外給付の対象とする。

　（１）軽度者　介護保険における要支援１、要支援２及び要介護１の者とする。（自動排泄処理装置については、要介護２及び要介護３の者も軽度者とする。）

　（２）福祉用具　車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具の部分をのぞく。）、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）とする。

　（確認依頼申請）

第３条　居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）は、軽度者が例外給付の対象者であることの確認を受けようとする場合は、福祉用具貸与例外給付の確認依頼申請書（様式第１号）に次の書類を添付し、町長に提出するものとする。

　（１）医学的所見の確認書類

　（２）ケアプラン１表２表

　（３）サービス担当者会議の記録

　（確認）

第４条　町長は、例外給付の対象者の確認について、次の各号のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見により判断されていること、及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具が特に必要である旨が判断されていることを、書面により確認する方法により行うものとする。

　（１）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者等の全部を改正する件（平成２４年厚生労働省告示第９５号）（以下「９５号告示」という。）第２５号のイに該当する者。

　（２）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに９５号告示第２５号のイに該当することが確実に見込まれる者。

（３）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から９５号告示第２５号のイに該当すると判断できる者。

　（確認の通知）

第５条　町長は、前条の規定により確認した場合、居宅介護支援事業者等に福祉用具貸与費例外給付確認通知書

（様式第２号）により通知を行うものとする。

　（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。